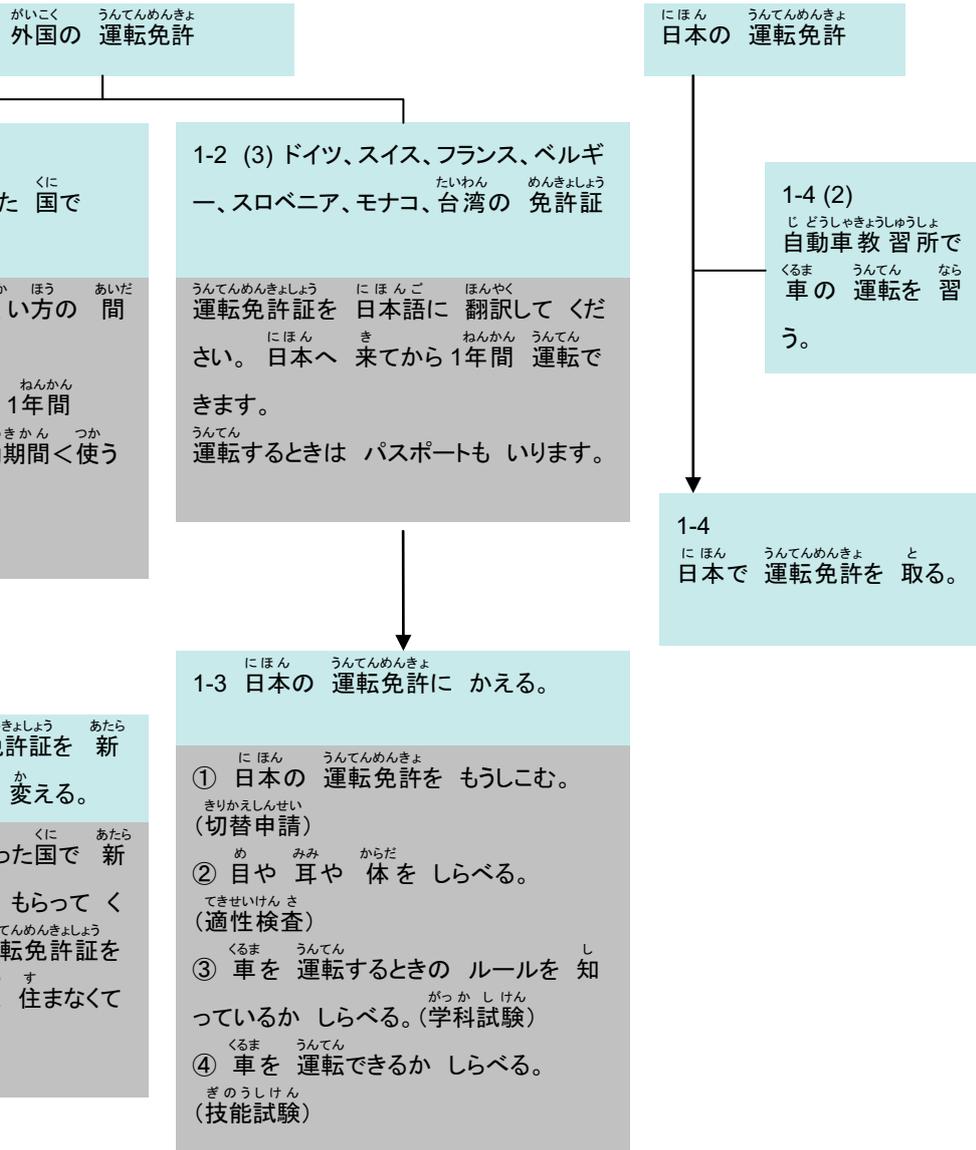




にほん くま うんてん
日本で 車を 運転する





うんてんめんきょ 1 運転免許

にほん くるま うんてん 1-1 日本で 車を 運転する

にほん くるま うんてん うんてんめんきょ
日本で 車や バイクを 運転するときは 運転免許が あります。
うんてん うんてんめんきょしょう
運転するとき 運転免許証を もっていて ください。

● にほん うんてん めんきょしょう 日本で 運転できる 免許証

- にほん うんてんめんきょしょう
・日本の 運転免許証
- じょうやく くに うんてん こくさいうんてんめんきょしょう
・ジュネーブ条約で きめた 国で 運転できる 国際運転免許証
- ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、
たいわん めんきょしょう
台湾、イタリアの 免許証



1 運転免許

1-2 国際運転免許証と ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許
証

(1) 国際運転免許証

ジュネーブ条約で きめた 国で 運転できる 運転免許証です。

● 1か2の 短い方の 間だけ 国際運転免許証で 運転できます

1. 日本に 来た 日から 1年間

※住民票がある人<市役所に 住所を 知らせた人>が 日本から 出て 日本に もどってきたとき

A. 日本に もどってきた 日が 3か月より 早い … はじめに 日本に 来た 日から 1年間

B. 日本に もどってきた 日が 3か月より おそい … 日本に もどってきた 日から 1年間

2. 国際運転免許証の 有効期間<使うことが できる 間 >

● ジュネーブ条約で きめた 国(2017年12月)

アジア	日本	アフリカ	マリ	ヨーロッパ	アイスランド
	フィリピン		ニジェール		ブルガリア
	インド		ルワンダ		マルタ
	タイ		セネガル		アルバニア
	バングラデシュ		シエラ・レオネ		ルクセンブルグ
	マレーシア		トーゴ		モナコ
	シンガポール		チュニジア		サンマリノ



	スリランカ		ウガンダ		キルギス
	カンボジア		ジンバブエ		グルジア
	ラオス		ナミビア		チェコ
	<small>かんこく</small> 韓国		ブルキナファソ		スロバキア
中近東 <small>ちゅうきんとう</small>	トルコ		ナイジェリア		スロバニア
	イスラエル		イギリス		アメリカ
	シリア		ギリシャ		カナダ
	キプロス		ノルウェー		ペルー
	ヨルダン		デンマーク		キューバ
	レバノン		スウェーデン		エクアドル
	<small>しゅちょうこくれんぽう</small> アラブ首長国連邦		オランダ		アルゼンチン
アフリカ <small>あふりか</small>	<small>みなみ</small> 南 アフリカ	ヨーロッパ	フランス	北中南米 <small>ほくちゅうなんべい</small>	チリ
	<small>ちゅうおう</small> 中央アフリカ		イタリア		パラグアイ
	エジプト		ロシア		バルバドス
	ガーナ		セルビア		<small>きょうわこく</small> ドミニカ共和国
	アルジェリア		モンテネグロ		グアテマラ
	モロッコ		スペイン		ハイチ
	ボツワナ		フィンランド		トリニダード・トバコ
	<small>みんしゅきょうわこく</small> コンゴ民主共和国		ポルトガル		ベネズエラ
	コンゴ		オーストリア		ジャマイカ
	ベナン		ベルギー		ニュージーランド
	コートジボワール		ポーランド		フィジー
	レソト		アイルランド		オーストラリア
	マダガスカル		ハンガリー		パプアニューギニア
	マラウイ		ルーマニア		<small>ほんこん</small> 香港
			バチカン		マカオ



けいしちょう
警視庁ホームページから <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai04.html>

(2) 古い 国際運転免許証を 新しい 国際運転免許証に 変える

がいこく こくさいうんてんめんきょしょう にほん あたら こくさいうんてんめんきょしょう か ねんいじょう
外国の 国際運転免許証を 日本で 新しい 国際運転免許証に 変えることは できません。1年以上
にほん す ひと にほん うんてんめんきょしょう と
日本に 住む人は 日本の運転免許証を 取って ください。

(3) ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許証

ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許証を もっている人は 日本で 運転できま
す。

1か2か3 で 運転免許証を 日本語に 翻訳した 紙を もっていかなければなりません。

1. 運転免許証を もらったところ
2. 日本にある あなたの 国の 領事館、大使館
3. 日本自動車連盟 ([交通2-4](#)) を みて ください

1か2の 短い方の 間だけ 日本で 運転できます。

1. 日本に 来た 日から 1年間

※ 住民票がある人が 日本から 出て もどってきたとき

- A. 日本に もどってきた 日が 3か月より 早い…はじめに 日本に 来た 日から 1年間
- B. 日本に もどってきた 日が 3か月より おそい…日本に もどってきた 日から 1年間

2. 運転免許証の 有効期間＜使うことが できる 間＞

運転するときに 運転免許証と パスポートと 運転免許証を 日本語に 翻訳した 紙を
もっていかなければなりません。



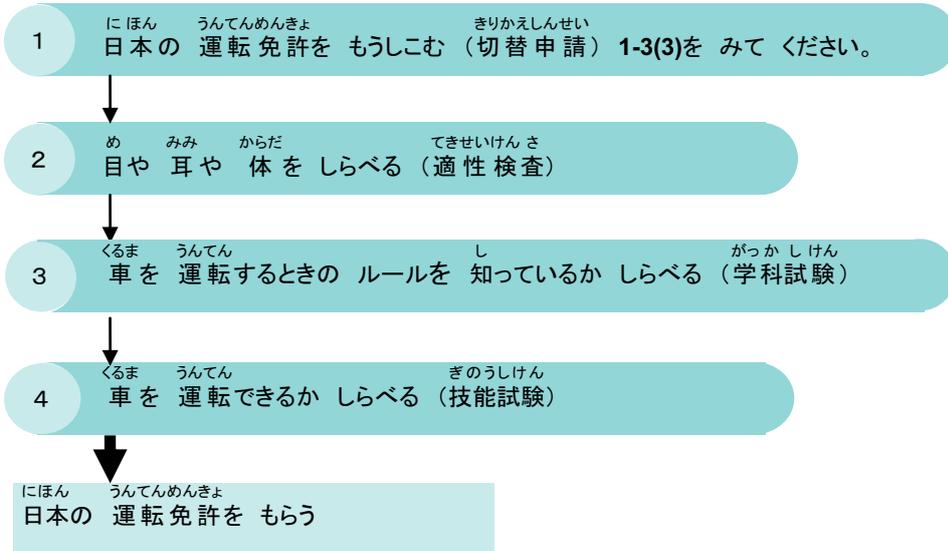
うんてんめんきょ
1 運転免許

にほん めんきょ
1-3 日本の免許にかえる

がいこく うんてんめんきょ にほん うんてんめんきょ
(1) 外国の運転免許を日本の運転免許にかえる

ちか うんてんめんきょ い つか くに うんてんめんきょしょう
近くの運転免許センターへ行ってください。まだ使うことができるあなたの国の運転免許証と
うんてんめんきょ と ひ げつじょう めんきょ と くに にかみ
運転免許を取った日から3か月以上免許を取った国にいたことがわかる紙がいます。

にほん うんてんめんきょ ほうほう
(2) 日本の運転免許にかえる方法



※フランス、ドイツ、スイス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、イギリス、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、フィンランド、オーストリア、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、カナダ、チェコ、アメリカ合衆国のメリーランド州及びワシントン州、スロベニア、モナコ、台湾の免許証をもっている人は3と4は入りません。(2017年4月)

※日本語がわからない人は日本語ができる人と一緒に行かなければなりません。



(3) にほんの うんてんめんきょ
日本の 運転免許に かえるために いるもの

いるもの	だ 出すところ	かね お金
<p>うんてんめんきょしんせいしょ うんてんめんきょ 1 運転免許申請書(運転免許センターに あります)</p> <p>しゃしん げつ あたら 2 写真(たて 3cm×よこ 2.4cm、6 カ月より 新しいもの)</p> <p>こくせき ほんせき じゅうみんひょう 3 あなたの国籍(本籍)が 書いてある 住民票 (住民票が ない人は 住んでいるところの 世帯主<しゅじ ん>や ホテルの 支配人<しゃちょう>に あなたが 住んでい ることを 紙に 書いてもらって ください)</p> <p>くに うんてんめんきょしょう 4 あなたの 国の 運転免許証 (運転免許証を もらった ひが 書いていないときは もらっ たひが わかるものも あります。)</p> <p>うんてんめんきょしょう にほんご ほんやく くに 5 運転免許証を 日本語に 翻訳したもの(あなたの 国の りょうじかん たいしかん じゃふ にほんご ほんやく 領事館や 大使館、JAFで 日本語に 翻訳して ください。)</p> <p>にほん き ひ にほん で ひ が 6 パスポート(日本へ 来た 日と 日本から 出た 日が 書 いてあるもの)</p>	<p>ちか うんてんめん 近くの 運転免 許センター</p>	<p>えん 5,000円くらい。</p> <p>ちか うんてんめんきょ くわしいことは 近くの 運転免許セ ンターに 聞いて ください。</p>

くわしいことは、ちか うんてんめんきょ
近くの 運転免許センターに き
聞いて ください。



うんてんめんきょ 1 運転免許

にほん うんてんめんきょ と 1-4 日本で 運転免許を取る

(1) にほん うんてんめんきょ と 日本で 運転免許を取りたいとき

にほん うんてんめんきょ と つぎ しけん う
日本で 運転免許を取りたいときは 次の 試験を 受けなければなりません。

てきせいけん さ 適正検査	め みみ からだ 目や 耳や 体を しらべます。
がつか しけん 学科試験	くるま うんてん し 車を 運転するときの ルールを 知っているか しらべます。
ぎのうしけん 技能試験	くるま うんてん にほんご しけん 車を 運転できるか しらべます(日本語で 試験をします。)

がつかしけん えいご がいこくご う けいさつ うんてんめんきょ
学科試験は 英語や ほかの 外国語で 受けることが できるかもしれません。警察か 運転免許センターに
き
聞いて ください。

(2) じどうしゃきょうしゅうじょ くるま うんてん なら 自動車教習所で 車の 運転を 習う

にほん じどうしゃきょうしゅうじょ くるま うんてん なら じどうしゃきょうしゅうじょ うんてん なら
日本では ふつう、自動車教習所で 車の 運転を 習います。自動車教習所で 運転を 習うとき 30
まんえん じどうしゃきょうしゅうじょ にほんご くるま うんてん こうつう おし じどうしゃ
万円くらい いります。自動車教習所は 日本語で 車の 運転と 交通の ルールを 教えます。自動車
きょうしゅうじょ そつぎょう ひと ぎのうしけん う てきせいけん さ がつかしけん う
教習所を 卒業した人は 技能試験を 受けなくていいです。適正検査と 学科試験だけ 受ければいいです。



1 運転免許

1-5 運転免許の有効期間・運転免許の住所をかえる

(1) 運転免許の有効期間<使うことができる間>

運転免許証をもらった日から3回目のたんじょうびの1か月あとまで使うことができます。

そのあとは3年か5年ごとに新しい運転免許証をもらいます。新しい運転免許証になるときは「運転免許更新のおしらせ(運転免許証更新通知書)」のはがきが来ます。はがきに書いてある運転免許センターか警察で新しい運転免許証をもらいます。

新しい運転免許証をもらうことをわすれると運転免許がなくなります。ちゅういして ください。

(2) 運転免許証の住所をかえる

ひっこしのときは運転免許証の住所をかえなければなりません。新しい家の近くの警察か運転免許センターへ行ってください。新しい住所がわかるもの(住民票 または 健康保険証など)がいます。



1 運転免許

1-6 運転免許がなくなるとき

(1) 日本の点数せいど

くるま うんてん てんすう
車を運転するときのルールを まもらないときに 点数が ふえます。

ねんかん てん てん あいだ うんてん てんいじょう めんきよ
3年間で 6点から 14点まで ふえたら きめられた間 運転が できません。15点以上は 免許が なくな
ります。

ぜったいに しては いけないこと(点数が たくさん ふえます):

くるま ひと
○車で 人に けがをさせて にげる

くるま ひと
○車で 人を ころして にげる

さけ うんてん
○お酒を のんで 運転する

うんてんめんきよ ひと うんてん
○運転免許を もっていない人が 運転する

(2) 交通違反と お金

くるま うんてん こうつういはん けいさつ あお かみ こうつうはんそくこくちしよ
車を 運転するときの ルールを まもらなかったとき(交通違反) 警察から 青い紙(交通反則告知書)と
かりのうふしよ かね かみ き ひ ようかいな
仮納付書<お金を はらう 紙>が 来ます。もらった日を いて 8日以内に、ゆうびんきよか ぎんこう
かね かね てんすう
で お金を はらって ください。お金を はらっても 点数は ふえます。

●交通違反の 点数と 交通違反のとき はらう お金

こうつういはん 交通違反	てんすう 点数	おお くるま 大きい車	ふつう くるま 普通の車	バイク
そくどちょうか いじょう みまん 速度超過(25 km以上 30 km未満) くるま うんてん <車を 運転するときの ルールより 25 kmから 30 km はやく うんてん 運転した>	3	えん 25,000 円	えん 18,000 円	えん 15,000 円
ほうちちゅうしゃいはん ちゅうしゃきんし ばしよとう 放置駐車違反(駐車禁止場所等) くるま <車を とめてはいけないところに なが あいだ くるま 長い間 車を とめた>	2	えん 21,000 円	えん 15,000 円	えん 9,000 円



こうつういはん 交通違反	てんすう 点数	おお くるま 大きい車	ふつう くるま 普通の車	バイク
ちゅうていしゃいはん ちゅうしゃきんし ばししょう 駐停車違反(駐車禁止場所等) くるま すこ あいだ くるま <車を とめてはいけないうちに 少しの間 車を とめた>	1	えん 12,000 円	えん 10,000 円	えん 6,000 円
しんごうむ し あかいろとう 信号無視(赤色等) しんごう <信号を まもらなかった>	2	えん 12,000 円	えん 9,000 円	えん 7,000 円
つうこうきんし いはん 通行禁止違反 くるま うんてん うんてん <車を 運転してはいけないうちを 運転した>	2	えん 9,000 円	えん 7,000 円	えん 6,000 円
つうこうくぶんいはん 通行区分違反 くるま うんてん うんてん <車を運転するときの ルールと ちがう 運転をした>	2	えん 12,000 円	えん 9,000 円	えん 7,000 円
おいこ いはん 追越し違反 まえ くるま まえ まえ <前の 車より 前へ すすんではいけないところで 前へ いった >	2	えん 12,000 円	えん 9,000 円	えん 7,000 円
こうさてんあんぜんしんこうぎ む いはん 交差点安全進行義務違反 こうさてん くるま ひと き <交差点を とおるとき ほかの 車や 人に 気をつけなかった>	2	えん 12,000 円	えん 9,000 円	えん 7,000 円
けいたいでんわ しょうとう ほじ 携帯電話使用等(保持) くるま うんてん けいたいでんわ つか <車を 運転しているとき 携帯電話を 使った>	1	えん 7,000 円	えん 6,000 円	えん 6,000 円



くるま くるま つか 2 車をもつ、車を使う

くるま ひと ほうりつ
車をもっている人がしなければならぬことは、法律でまっています。

くるま かね
車をもつと いろいろなことにお金がいらぬ。

くるま 2-1 車のとうろく

とうろくが いるとき	とうろくするところ
<ul style="list-style-type: none"> くるま ・車を買ったとき くるま ひと じゅうしょ なまえ ・車をもっている人の 住所や 名前が かわったとき くるま ・車をあげたとき くるま ・車をもらったとき くるま ・車をすてるとき くるま ・ナンバープレート<車につけるばんごう>がなくなったとき 	<p>ちか うんゆん しきょく 近くの 運輸支局</p>

くるま くるま みせ じついん てつづ
車のとうろくは、車を買った店でもできます。実印(Dいろいろな手続き5をみてください)がいらぬ。
くるま くるま
す。車にはかならずナンバープレート<車につけるばんごう>をつけてください。



くるま くるま つか 2 車をもつ、車を使う

しゃこしょうめい くるま かみ 2-2 車庫証明<車をとめるところを かいだ 紙>

くるま しゃこしょうめい くるま かみ
車をもつために 車庫証明<車をとめるところを かいだ 紙>が あります。

- ちゅうしゃじょう くるま
1. 駐車場<車をとめるところ>を きめます。
- ちゅうしゃじょう けいさつ
2. 駐車場を 警察へ しらせます。
- けいさつ しゃこしょうめい しゃこしょうめい かね
3. 警察から 車庫証明を もらいます。 ※車庫証明を もらうときに お金が あります。



くるま くるま つか 2 車をもつ、車を使う

しゃけん ほうりつ くるま 2-3 車検＜法律に あっているか どうか 車を しらべること＞

ほうりつ くるま しゃけん じぶん とちいがい くるま
法律に あっているか どうか 車を しらべることを 車検と いいます。自分の土地以外のところで 車を
うんてん しゃけん う しゃけん じどうしゃけん さししょう しゃけん
運転するときは かならず 車検を 受けなければなりません。車検が おわったら 自動車検査証(車検
しょう しかく くるま まえ
証)を もらいます。四角の シールを 車の 前の ガラスに はって ください。

くるま ねん かい あたら くるま かいめ ねん かい しゃけん う
車は2年に1回(新しい 車は 1回目だけ 3年に 1回) 車検を 受けなければなりません。

しゃけん かいしゃ かね
車検をしてくれる 会社も あります。お金が いきます。

じぶん しゃけん ちか うんゆ しきよく き
自分で 車検をするときは 近くの 運輸支局に聞いて ください。



くるま くるま つか 2 車をもつ、車を使う

じゃふ しゃだんほうじんにほんじどうしゃれんめい 2-4 JAF(社団法人日本自動車連盟)

じこ くるま くるま よる ひ
事故や車がこわれたときあなたとあなたの車をたすけます。夜でもやすみの日でもいつでも
たすけます。(お金がかかります。)

(1) あなたの国の運転免許証を日本語に翻訳します。

あなたの国の運転免許証を日本の免許にかえるとときあなたの国の運転免許証を日本語に
翻訳しなければいけません。JAFに翻訳をたのむことができます。運転免許証1つで3,000円いり
ます。ゆうびんでおくってほしいときはゆうびんのお金(500円)もいります。

じゃふ ●JAFホームページ

<http://www.jaf.or.jp/>(日本語)

<http://www.jaf.or.jp/e/index.htm>(英語)

●日本語への翻訳をたのむ方法

いるもの	ほうほう 方法	かね お金
1 がいこくめんきょしょうほんやくぶんはっこうしんせいしよ 外国免許証翻訳文発行申請書 もうしこ かみ (申し込みの紙)	じゃふ ほんやくぶんはっこうまどぐち い JAFの翻訳文発行窓口へ行きます。	3,000 円
2 あなたの国の運転免許証	または、 げんきんかきとめ かね 現金書留<お金をおくるゆうびん>で	おくってほしいときは ゆうびんのお金
3 ざいりゅうか じゅうみんひょう 在留カードか住民票のコピー	おくってください。	(500円)もいりま す。

※アラビア語やロシア語の運転免許証、韓国、タイ、ミャンマーの運転免許証のとき



(2) 外国語の「交通の教則」<日本で車を運転するときのルールを べんきょうする 本>

日本で 運転免許を取るために 交通のルールを べんきょうを しなければいけません。その べんきょうのために 日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の「交通の教則」という 本が あります。英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語の「交通の教則」は 1さつ 1,404円です。(ゆうびんで おくってほしいときは ゆうびんの お金も いります。)

くわしいことは JAFの ホームページを みて ください。

<http://www.jaf.or.jp/>(日本語)

<http://www.jaf.or.jp/e/index.htm>(英語)



3 バイク、自転車をもつ・バイク、自転車を使う

バイクや自転車にもいろいろなルールがあります。

3-1 バイクのとうろく

バイクをとうろくしてナンバープレート<バイクにつけるばんごう>をもらいます。

- 125ccより大きいバイクは陸運支局(自動車検査登録事務所)でとうろくします。
- 125ccより小さいバイクは市役所か区役所でとうろくします。

3-2 自転車の防犯登録制度

自転車のために防犯登録制度があります。自転車をかった店に防犯とうろくをたのんでください。
もしとうろくした自転車がなくなったら、警察がその自転車を見つけたときにあなたに連絡します。

3-3 バイクや自転車をとめる

(1) 放置禁止区域<バイクや自転車をとめてはいけなところ>

放置禁止区域には自転車やバイクをとめてはいけません。そこに自転車やバイクをとめるとほかのところへもっていかれます。

ほうちきんしきいきひょうしき
放置禁止区域標識



(2) 自転車をかえしてもらうとき

自転車をかえしてもらうときは自転車のかぎと身分証明書<あなたがだれかわかるもの>がいます。お金もいます。



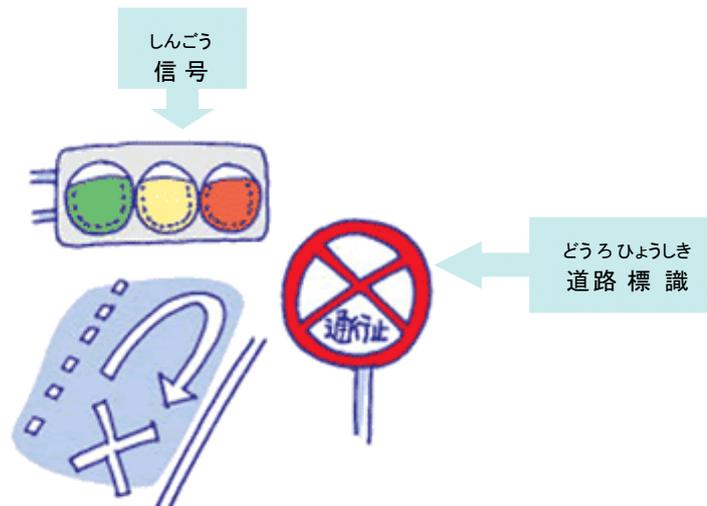
4 交通のルール

4-1 日本の交通のルール

日本では歩くとき、車、バイク、自転車、自転車を運転するときの交通のルールがあります。交通のルールをまもってください。

(1) はじめに おぼえてください

- 歩くとき 道の 右を 歩いて ください。
- 車、バイク、自転車は 道の 左を 運転して ください。
- 信号と 道路標識<道の ルールが 書いてあるもの>を まもって ください。





●道路標識<道のルールが書いてあるもの>

<p>いちじていし 一時停止</p> <p>くるま ばいく じてんしゃ 車、バイク、自転車は いちど と 一度 止まらなければいけ ません。</p>	<p>じょこう 徐行</p> <p>くるま ばいく じてんしゃ 車、バイク、自転車は ゆっ うんてん くり 運転しなければいけま せん。</p>	<p>しゃりょうしんにゆうきんし 車両進入禁止</p> <p>くるま みち とお 車は この道を 通ってはい けません。</p>	<p>つうこうどめ 通行止</p> <p>ある hito くるま じてんしゃ 歩人、車、バイク、自転車 は この道を 通ってはいけ ません。</p>
<p>しゃりょうつうこうど 車両通行止め</p> <p>くるま みち とお 車は この道を 通ってはい けません。</p>	<p>いっぽうつうこう 一方通行</p> <p>くるま やじるし ほう 車は → の方にだけ い 行くことが できます。</p>	<p>していほうこうがいしんこうきんし 指定方向外進行禁止</p> <p>くるま やじるし ほう 車は → の方にだけ い 行くことが できます。</p>	<p>きんし じ かんないちゆうていしゃきんし 禁止時間内駐停車禁止</p> <p>じ かん くるま この時間は 車を とめてはい けません。</p>
<p>きんし じ かんないちゆうていしゃきんし 禁止時間内駐停車禁止</p> <p>じ かん くるま この時間は 車を とめて はいけません。</p>	<p>ほこうしゃおうだんきんし 歩行者横断禁止</p> <p>ある hito みち 歩人 は 道を わたって はいけません。</p>	<p>ほこうしゃおよ じてんしゃせんよう 歩行者及び自転車専用</p> <p>ある hito じてんしゃ とお 歩人と 自転車だけ 通る ことが できます</p>	<p>ほこうしゃせんよう 歩行者専用</p> <p>ある hito とお 歩人だけ 通ることができ ます</p>



(2) あるとき

ほどう ひと ある みち ある
歩道<人が 歩く 道>を 歩いて
ください。



ほどう ひと ある みち
歩道<人が 歩く 道>が ないところ
は 道の 右を 歩いて ください。

しんごう
信号を まもらなければい
けません。



おうだんほどう
横断歩道



とまっている くるま あいだ
ある
を 歩かないで くださ
い。



ほどうきょう
歩道橋

おうだんほどう ほどうきょう ある
横断歩道や 歩道橋を 歩いて くださ
い。 横断歩道や 歩道橋がない ところ
は 車が 来ないことを みてから 歩い
てください。



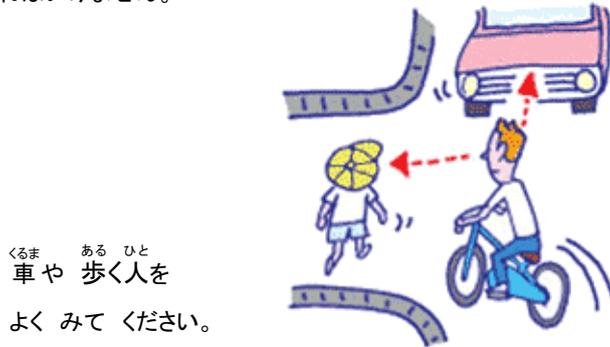


(3) じてんしゃ
自転車のとき



じてんしゃ みち ひだり うんてん
自転車は 道の 左を 運転しな
ければいけません。

ほかの じてんしゃ
よこ
横に ならんではい
けません。



くるま ある ひと
車や 歩く人を
よく みて ください。



じてんしゃ ひょうしき ほどう ひと ある みち
自転車の 標識が ある 歩道<人が 歩く 道>は
じてんしゃ うんてん
自転車を 運転する ことができます。



ほどう ひと ある みち
歩道<人が 歩く 道>は ゆっくり 運転して ください。
ある ひと
歩く人が いるときは じてんしゃ
自転車で おりて ください。



よる
夜は でんきをつけて ください。



いちじていし いちど
一時停止<一度 とまる>の ひょうしき
標識が あるところでは と
まらなければいけません。それから ひだり みぎ
左と 右を みて くだ
さい。



しんごう
信号を まもらなければいけません。
じてんしゃおうだんたい
自転車横断帯を わたらなければいけません。



(4) くるま や バイクのとき

うんてんめんきょ ひと さけ のんだ人は、くるま や バイクを
うんてん
運転してはいけません。



シートベルト



くるま の 乗るときは、うんてん する人も ほかの人も シートベルトをしなければいけません。6歳より 小さい 子どもは チャイルドシートを つか 使わなければいけません。バイクに の 乗るときは ヘルメット<あたま ぼうし>を かぶら なければいけません。

どうろひょうじ
道路標示



こうつうひょうじき
交通標識



くるま や バイクを うんてん するとき
けいたいでんわ つか
携帯電話を 使ってはいけま
せん。

しんごう こうつうひょうじき どうろひょうじ
信号、交通標識、道路標示を ま
もらなければいけません。

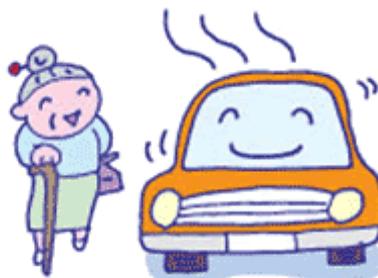
ヘルメット



いちじていし いちど
一時停止<一度 とまる>の
ひょうじき
標識が あるところでは とま
らなければいけません。それ
から ひだり みぎ
左と右を みて くださ
い。



おうだん ほど うあるひと
横断歩道を 歩く人が
いるときは とまらなけ
ればいけません。



にほん
日本では おじいさんや
おばあさんの じこ
事故が
おお 多いです。きをつけて
ください。



5 こうつうじこ 交通事故

5-1 こうつうじこ くるま ほけん 交通事故と 車の保険

(1) あなたが 交通事故を おこしたとき
すぐに 車を 止めて ください。けがをした人を たすけて ください。警察に でんわして ください。

<p>1. 警察に でんわする</p>
<p>安全な ところで 車を 止めて ください。警察に でんわして ください (でんわ ばんごう 110)。けがをした人が いるときは 救急車<病院へ はこぶ 車>に でんわして ください (でんわ ばんごう 119)。</p>
↓
<p>2. 警察が 来る</p>
<p>警察が 事故の あった ところへ 来ます。警察が 来るまで 事故の あったところに いて ください。事故の あったところに いないと 保険のお金が もらえないかもしれません。けがをしたときは 病院へ 行って ください。</p>
↓
<p>3. 住所・名前・でんわを 教える・聞く</p>
<p>相手に あなたの 住所・名前・でんわを 教えます。相手の 住所・名前・でんわを 聞きます。</p>
↓
<p>4. 保険の会社へ でんわする</p>
<p>でんわしないと 保険の お金が もらえないかもしれません。かならず でんわして ください。保険の 会社は あなたに 事故のあと どうしたらいいか 教えます。あなたのかわりに いろいろなことをします。</p>



(2) 交通事故に あったとき

<p>じゅうしょ なまえ くるま き 1. 住所、名前、でんわ、ナンバープレート<車に つける ばんごう>を 聞く</p>
<p>じ こ ひと じゅうしょ なまえ くるま 事故を おこした人の 住所、名前、でんわ、ナンバープレート<車に つける ばんごう>の ばんごうを き 聞いて ください。あなたも 事故を おこした人に 名前、住所、でんわを 教えます。</p>
↓
<p>けいさつ 2. 警察に でんわする</p>
<p>けいさつ けいさつ こうつうじ こしょうめい じ こ か 警察に でんわして ください (でんわ ばんごう 110)。警察から 交通事故証明<事故のことを 書い かみ た 紙>を もらいます。交通事故証明は 事故を おこした人や 保険の 会社から お金を もらうた めに いきます。</p>
↓
<p>びょういん い 3. 病院へ 行く</p>
<p>けがをしたら びょういん い びょういん しんだんしょ しんだんしょ じ こ けがをしたら 病院へ 行って ください。病院で 診断書を もらって ください。診断書は 事故を おこ ひと ほけん かいしゃ かね した人や 保険の 会社から お金を もらうために いきます。</p>
↓
<p>しゅうろうしょうめいしょ しごと かみ 4. 就労証明書<仕事のことを かいした 紙>を もらう</p>
<p>しごと かいしゃ かいしゃ しゅうろうしょうめいしょ しごと 仕事ができなときは 会社に でんわしてください。会社から 就労証明書<仕事のことを かいした かみ 紙>を もらって ください。就労証明書は 事故を おこした人や 保険の 会社から お金を もらうた めに いきます。</p>

※ 交通事故で けがをしたときは 事故を おこした人の 保険から お金を もらいます。

※ 仕事へ 行くとき 仕事から 帰るとき 仕事をしているときの 交通事故 は 労災保険<仕事の 保険>
かね
からも お金を もらうことが できます。

(3) 自動車損害賠償責任保険<かならず 入る 保険>

くるま も ひと じ どうしゃそんがいはいしょうせきにん ほけん じ ばいせき ほけん はい
車を持っている人は かならず 自動車損害賠償責任保険(自賠償保険)に 入らなければいけませ
くるま しゃけん ほりつ くるま はい
ん。車を かつたときや 車検<法律に あっているか どうか 車を しらべること>のときに 入ります。
こうつうじ こ ほけん あいて かね
あなたが 交通事故を おこしたときに この保険から 相手に お金を はらいます。



おお じ こ ほけん かね にんい ほけん はい ひと はい
大きい 事故のときは この保険の お金が たりないかもしれません。 任意保険<入りたい人が 入
ほけん はい
保険>にも 入るほうがいいです。

(4) にんい ほけん はい ひと はい ほけん
(4) 任意保険<入りたい人が 入る 保険>

にんい ほけん はい ひと はい ほけん ほけん かいしゃ き
任意保険<入りたい人が 入る 保険>の くわしいことは 保険の 会社に 聞いて ください。

じ どうしゃそんが いばいしやうせき にん ほけん はい ほけん かね にんい
自動車損害賠償責任保険<かならず 入る 保険>で お金を はらうことが できないときでも 任意
ほけん
保険で はらうことが できます。

- ほか ひと
他の人のものを こわしたとき
- くるま ぬす
車を 盗まれたとき
- じ どうしゃそんが いばいしやうせき にん ほけん かね
自動車損害賠償責任保険で お金が たりないとき



5 交通事故

5-2 交通事故の 相談と 交通災害共済

(1) 交通事故の 相談をするところ

交通事故のときに 交通事故の 専門の人に 相談できる場所があります。むずかしいことは 弁護士に 相談することも できます。お金は いりません。あなたが 相談したことを だれにも 言いません。相談する場所は 市役所や 区役所に 聞いて ください。

(2) 交通災害共済

交通災害共済に 入ると 日本で 交通事故に あったときに お金を もらうことが できます。くわしいことは 市役所や 区役所に 聞いて ください。



5 交通事故

5-3 損害賠償<事故に あったとき もらう お金>

(1) 損害賠償<事故に あったとき もらう お金>

交通事故で 相手が わるいとき もらう お金です。

交通事故の けがを なおすための お金
交通事故のせいで 仕事を 休んだとき もらう お金(休業損害補償)
慰謝料※
死んだときや 後遺障害のときに もらう お金

(2) いくら もらうことが できますか？

自動車損害賠償責任保険(自 賠償保険) <かならず 入る 保険>	交通事故の けがを なおすための お金は 120万円まで もらうことが できます。後遺障害が あるときは もっと お金を もらうことが できます。
任意保険 <入りたい人が 入る 保険>	事故を おこした人の 任意保険によって いくら お金を もらうことが でき るか かわります。
弁護士会	交通事故の 事故を おこした人と 事故にあった人の どちらが どのくらい わるいのか(過失割合)で いくら お金を もらうことが できるか かわりま す。